

都市計画線の位置確認依頼について

建築物等の計画地にかかる都市計画線（用途地域の境界線や都市計画道路等）の線引きを希望されるときは、次の内容が示された図面をお持ちください。

なお、線引きする都市計画線は都市計画決定図面（縮尺2，500分の1）から転写したものととなります。

必要図書	部数	注意事項
依頼書 《返却しません》	1	依頼書は「都市計画線の位置確認依頼書」をご利用ください。
案内図 《返却しません》	1	申請地を赤色で明示してください。
申請図 （測量図、その他申請図として妥当と判断できるもの）	1	次の内容を満たしている申請図を提出してください。 <ul style="list-style-type: none">印刷が鮮明なもの縮尺が1/100、1/200、1/250のいずれかで、申請地の周り間等、実測寸法及び縮尺表示が記載されているもの縮尺と寸法が揃っているもの ※申請図の内容に不足がある場合は、受付することができません。必ず事前に内容を確認のうえ、ご持参ください。
その他参考となる図書	1	道路台帳、公図等

【注意事項】

- 線引きした申請図のお渡しは、申請から概ね5日後です。（閉庁日を除く。）
- 縮尺と記載寸法があわない図面等は受付できません。必ず事前にご確認ください。
- 都市計画施設区域内に建築物を建築等する場合は、建築確認申請の前に都市計画法第53条の許可申請が必要です。（問い合わせ先：都市政策課）
- 申請地に用途地域がまたがっていない場合、又は都市計画線が及ばない場合は、線引きをせず返却します。
- 線引き完了のご連絡後3ヶ月を経過しても受領されない申請図等は、処分いたします。
- 手数料はかかりません。
- 郵送等による依頼に関しては、事前にご連絡ください。